

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) こどもの医療費の助成に係る所得制限の適用除外対象を拡大するとともに、所得税法の一部改正に伴い規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

国立市こどもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年 9 月国立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第 2 項中「9 歳」を「12 歳」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 4 条第 1 項の改正規定並びに次項及び付則第 4 項の規定 公布の日
 - (2) 第 4 条第 2 項の改正規定及び付則第 3 項の規定 平成 30 年 10 月 1 日

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第2項の規定は、第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)以後における療養に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 市長は、第2号施行日前においても、改正後の第5条の規定による医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。